

## 「振り込め詐欺救済法」への対応について

八幡信用金庫

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」が平成20年6月21日施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結して残っている犯罪被害資金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

当金庫では、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からの電話での受付窓口を下記のとおり設置し、お問い合わせを受付けることといたしました。

受付窓口	営業統括本部
電話番号	0575-65-3125
受付時間	9:00～17:00 月曜日～金曜日（当金庫休業日を除く）

### 【対象となる犯罪利用口座について】

振り込め詐欺等の振り込み先になった預金口座を預金保険機構のホームページで公告しています。

預金保険機構ホームページ <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

以上